



〈ライフサポートセンター〉

～ たすけあい 共助の輪を社会に根付かせる ～

ながの労福協



長野県労福協
ホームページ

vol. 355

2026年
3月16日号



表紙の写真は「助け合い」をイメージしました

- CONTENTS -

- 特集 県労福協 構成団体の社会活動について紹介 □
- 長野県生協連 — 結ばれる「信州」と「能登」の絆
- 県労組会議 — クーデターから5年、大地震から1年。信州とミャンマーをつなぐ

- 連載シリーズ
県労福協構成団体だより ～ 連合長野 上小地域協議会～
あの店・この店・どんな店 ～ 須坂市 肉工房「ふくだや」～
- お役立ち情報 国民生活センター
契約内容は自身でよく確認！ ネットの旅行予約／
太陽光発電システムの点検商法に注意
- くらしなんでも相談 Vol.121

ツナグ

助け合いのバトンをつなぐ

一九九五年一月十七日に起きた阪神・淡路大震災から、もう三十年余りの時が過ぎました。私の住まいは神戸市郊外だったため大きな被害は免れましたが、途絶えた水や電気を前に

「命が助かった」と胸が震えたことは、今も忘れられません。職場のある須磨区へ向かうと、市街地に近づくにつれて黒煙が立ち昇り、コンビニの前には長い列ができていました。その光景は、まるで昨日のことのように思い出されます。

当時私はコープこうべの店舗で働いており、震災当日の午後に通電したのをきっかけに、片づけを急いで開店へときつけました。押し寄せるお客さまへの対応に追われ、役に立ちたい一心で身を動かしながらも、目の前の惨状に自分の力の小ささを感じることもありました。しかし、数日後には全国の生協からパンや日用品などの救援物資が届き、支え合う力の大きさに胸が熱くなったのを覚えています。各地から集まった人々の思いや行動が、まさに命を支える力になったのだと実感しました。この経験は、日本のボランティア文化や共助の精神の原点でもあったと思います。

神戸で生まれた「共助」の気持ちは、東日本大震災を経てより組織的な形になり、今日の災害支援へと受け継がれています。「つなぐ」という行為は、単に手を貸すことだけではありません。経験や想いを次の誰かのための知恵として渡していくことでもあります。神戸で助けられた私たちが、別の地域で支える側になる——この連鎖が、人と人をつなぐ確かな絆になってきたのです。

震災を経験した一人として、私はこの助け合いのバトンを、職場や地域の仲間と一緒に次の世代へつないでいきたいと思っています。思い出を語り合い、日常の中で備えを確認し合う。その小さな積み重ねが、助け合いの文化をしっかりと根付かせ、未来へとつなぐ架け橋になると信じています。(しんやま)

県労福協主催の

各種セミナー・研修会を開催

①労働者福祉セミナー

2025年度 労働者福祉セミナーを開催しました。今年は例年の講師とは違い、落語家の立川 志の八師匠をお招きし、「笑いの宅配便!笑顔と真心をお届けします」をテーマに1時間の講演を行いました。前段は「助け合いの心」について、後段は演目「二番煎じ」を嘶ていただきました。今までと違ったセミナーでしたが、参加された皆さんは満足してお帰りになられ、一般参加者を含め約170名の方が聴講し、助け合いの心を感じていただきました。



立川志の八師匠

日 時 2026年1月15日(木)
場 所 長野市・ホテル国際21
講 師 落語家
立川 志の八師匠



②構成団体合同研修会

県労福協のトップセミナーと位置づけ、構成団体役員の方へのトップとしてのスキルを上げるべく、人と組織活性化研究所の代表 根本 忠一氏をお招きし、「人づくり、組織づくりに今必要なこと」～競争より共生、求心力ある組織づくりとは～をテーマに講演をいただきました。根本氏は昨年3月まで日本生産性メンタル・ヘルス研究所の特別研究員として活躍された方です。また、昨年、東急の創始者である青木村出身の五島慶太の伝記を執筆された方で長野県にゆかりのある方です。組織の中での人との関わり方等を確認しました。



根本 忠一氏

前段で長野県労働金庫 非常勤監事の小林 弁護士よりコンプライアンス研修を受講しました。

日 時 2026年1月30日(金)
場 所 長野市・ホテル信濃路
講 師 根本 忠一氏



小林 弁護士

③原点回帰 第9回労働者自主福祉運動シンポジウムの開催

昨年度はユースリーダー塾として若手組合役員育成の一環として、ユースリーダー塾を開催しましたが、今年度については、原点回帰を図るため福祉事業団体の職員かつ自組織の労働組合の役員を対象に開催し、「労働者自主福祉運動について」3部構成で実施をしました。第1部は中央労福協の講師団の高橋 均氏からの講演。第2部は長野県労福協の歴史について、第3部はワールドカフェ交流会の開催。参加者の運動に対する理解は高まり、今後の活動に期待します。



高橋 均氏

日 時 2025年12月19日(金)
場 所 長野市・トイゴ学習室
講 師 高橋 均氏
中央労福協講師団



④「労働金庫・こくみん共済coop」合同新任運営委員研修会

昨年開催した同研修会以降、それぞれの組織において新運営委員になられた方々を対象に合同の新任運営委員研修会で、「ともに運動する主体」として自主福祉運動として取り組む理解と推進に向け意思合わせを行いました。



パネルディスカッション

基調講演に長野県労福協の根橋理事長から「長野県労働者福祉協議会の歩みとありたい姿」をテーマに講演。両構成団体の代表の労金 西澤理事長とこくみん共済coopの若林本部長とのパネルディスカッションを開催し、新任の運営委員にとって刺激のある研修会となりました。ともに運動する主体として活躍を期待します。

日 時:2026年2月16日(月)
場 所:長野市・トイゴ
一部…基調講演「長野県労働者福祉協議会の歩みとありたい姿」
講 師:長野県労福協 根橋理事長
二部…事業団体別研修会

2025年11月4日(月)～11月28日(金)

フードバンク信州
「子ども応援プロジェクト」に協賛

冬の食糧支援取組結果

この取り組みで寄贈いただいた食品等は、全県下で4,143個、重量は1,319kgとなりました。集まった品物はフードバンク信州を通して食料等を必要とされている子育て世帯にお届けし、受け取られた方々から喜びの声が寄せられました。

みなさんのご協力で、
子育て家庭の応援団!
感謝です。

－ よろこびの声 －

物価が高いので買い物もためらいます。お菓子や旬の果物も食べたいと言われますが、買ってあげられないのが苦しいです。言い出しにくかったのが、親が気づくまで短い鉛筆をずっと使っていて、子どもに我慢させることを苦しく思います。このような支援は本当に、本当にありがたいです。



県労福協では今後も子育て世代の応援団として皆さまの支援の取りまとめ役として活動していきます。

構成団体
だより

連合長野 上小地域協議会



連合長野 上小地域協議会（上小地協）は、上田市勤労者福祉センターを拠点に、上田市・東御市・長和町・青木村に所属する労働組合で構成されている地域組織です。私たちは、地域で働く仲間が安心して働き続けられる社会の実現をめざし、労働者の権利向上や政策制度の実現、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

春季生活闘争においては、上小地区労働組合会議と共に「上小地区春季生活闘争連絡会（春闘連絡会）」を結成し、地域における賃金をはじめとする労働条件の底上げを図る活動を展開しています。情報共有や学習会、集会などを通じ、労働組合同士の連携を強化し、地域の労働者が一体となって課題に取り組める体制づくりを進めています。

また、地域社会の一員として、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。毎年8月5日に開催される信州上田花火大会の翌日には、「列島クリーンキャンペーン」の



一環として河川敷の清掃活動を早朝より実施しています。さらに、10月には上田市が主催する「千曲川クリーンウォーク」にも参加し、地域の環境美化に貢献しています。

加えて、上小地区労働者福祉協議会（労福協）とも密接に連携し、メーデーや勤労者体育大会、住宅不動産フェア、フードドライブ上田の支援参加、研修会など、さまざまな事業やイベントの企画・運営に携わっています。これらの取り組みを通じて、労働者と地域の皆さまとの交流を広げ、労働者福祉の向上と地域とのつながりを深める活動を進めています。



今後も上小地協は、地域に根ざした活動を大切にしながら、誰もが安心して働くことができる社会の実現に向けて、仲間とともに取り組みを続けてまいります。

あの店 この店 どんな店



今では須坂市で唯一の精肉専門店となった「ふくだや」は、牛肉は信州プレミアム和牛、豚肉は信州オレイン豚と長野県産にこだわり安心、安全なお肉を提供しているお店です。ロース・ヒレ・メンチカツや鳥のから揚げなど注文するとその場で揚げてくれます。何よりどの商品も低価格で、物価高のなか本当に助かります。お腹をすかせた高校生が学校帰りに立ち寄り、メンチカツやから揚げを注文して、その場でおいしそうにほおばっている微笑ましい光景も時折見かけます。

須坂市 肉工房「ふくだや」



宴会はコロナで休業していましたが再開され、しゃぶしゃぶ、すき焼きの2コースから選ぶことができます。メイン料理はもちろん、付け合わせで出てくる馬刺しも絶品なのでぜひ一度ご賞味ください。



肉工房「ふくだや」

長野県須坂市北横町1311-21
TEL 026-245-4738
営業時間/9:30~18:30
定休日/毎週日曜日

須高地区労福協発信



法律・税務相談

日常の法律・税務上のご質問やトラブルに、弁護士・県税理士会所属の専門家が皆様のご相談に応じます。相談料は初回1時間無料になっておりますので、ぜひご利用ください。

相談料は **初回無料** 1時間



相続・住宅取得時の税金知識

知らないと損をする 定年前後の諸手続き

「**税務セミナー**」・「**年金セミナー**」
に講師(税理士・社会保険労務士)を派遣します。

ご利用対象となるセミナー

メリット

県内の労働組合、労働団体、福祉事業団体、労福協が主催し、広く一般市民を対象とした、「年金セミナー」「税務セミナー」に講師を派遣いたします。

講師派遣費用(講師料)は長野県労福協が負担します。

講師派遣
無料

ご利用に際しては条件がありますので、お問い合わせください。

一般社団法人 **長野県労働者福祉協議会**
(県労福協)

長野市県町484-1 センターボア205 TEL.026-232-6667
<https://www.lsc-nagano.or.jp>





結ばれる「信州」と「能登」の絆

——長野県生協連・被災地支援活動の記録——

2025年度、長野県生協連は「能登半島地震被災地支援」を活動の柱に据え、計4回にわたる被災地視察と現地でのサロン活動を行いました。それは単なる物資や労働力の提供という枠を超え、信州の温もりを能登へ直接届け、同時に参加した役職員自身も人と人との繋がりについて大切な「気づき」を得る、かけがえのない心の交流の場となりました。

1. 「信州そば」が灯した心の灯

幾度かの視察を通じて私たちが目の当たりにしたのは、復旧が進む中でも今なお深く残る震災の爪痕と、長期化する仮設住宅での生活から生じる高齢者の疲労感、そして孤独でした。「遠く離れた信州から、少しでも心温まる時間を届けたい」——その一心で企画したのが、本場の「信州そば」の振る舞いです。会場には、そばを打つリズムカルな音と、茹で上がる湯気、そして芳醇な出汁の香りが広がりました。提供された打ち立てのそばを前に、集まった76名の住民の皆様の顔にはパッと明るい笑顔が咲きこぼれました。「久しぶりにこんな美味しいものを食べた」「長野からわざわざ来てくれて嬉しい」といった声が飛び交い、「お椀」を囲む会場には終始、活気に満ちた笑い声が響き渡っていました。冷え込んだ心と体を、信州の味がじんわりと温めた瞬間でした。



信州そば打ち体験の様子(菊練り)

2. 広がる期待と「元気の交換」

より多くの方に参加していただきたいという思いから、サロン活動日の前日には、役職員が一軒一軒仮設住宅を回り「サロン活動案内チラシ」を直接手渡しで配布しました。ドア越しに顔を合わせると、被災された方々からは「明日楽しみにしているよ!」「お茶飲みに行くから、必ず待っていてね!」と、言葉をかけていただく場面が何度もありました。迎えたサロン当日、お茶やお菓子を囲んでの何気ない世間話や、時には震災当時のつらい胸の内を語り合う中で、思いがけない変化が起きました。支援のために赴いたはずの役職員たちから、「つらい状況の中でも前を向こうとする住民の皆さんの強さに触れ、逆に私たちの方が大きな元気をいただいた」という声が上がったのです。支援する側・される側という垣根を越え、心と心が双方向に通じ合う「元気の交換」を肌で実感した一日となりました。



「サロン活動案内チラシ」を仮設住宅に配布している様子

3. 「寄り添うこと」の真意を胸に

何度も能登へ足を運び、直接声を聴くことで、私たちは災害関連死を防ぐための「人との関わり」や「孤立を防ぐ居場所づくり」がいかに重要であるかを深く学びました。サロンの締めくくりには、住民の方からのリクエストに応える形で「みんなで歌おう」企画を開催。懐かしい童謡や歌謡曲に合わせて手拍子が起こり、会場全体が一つになって大きな歌声を響かせました。

参加したある役職員は、活動をこう振り返ります。「最初は、自分には大した支援はできないのではないかと不安に思っていました。でも、ただ隣に座って一緒にお茶を飲み、お話を聞くだけで、その方の安心や笑顔に繋がることがある。自分にもできる確かなことがあると気づけた、本当に大切な経験でした」。

長野県生協連は、能登の皆様と結んだこの絆を、決して一時的なものでは終わらせません。復興への道のりはまだ続きますが、これからも被災地に心を寄せ、「寄り添い続ける支援」を粘り強く継続していきます。



健康チェック(血圧測定)を行う様子



参加者全員で大きな声を響かせました

長野県生協連は、能登との絆を一時的なものにせず、これからも「寄り添い続ける支援」を継続していきます。



クーデターから5年、大地震から1年。 信州とミャンマーをつなぐ

2026年
11/8日
11時～15時
開催予定

2026ミャンマー交流フェスタin信州

会場：長野市セントラルスクエア

2021年の軍事クーデターから5年。ミャンマーでは今も市民への弾圧が続いています。「ミャンマー民主化を支援する信州の会（代表：若麻績敏隆）」は、在日ミャンマー人の呼びかけに応え2021年に結成されました。「まずは文化に触れることから、現状を知ってほしい」との想いで2023年から始めたこのフェスタは、県内外から多くのミャンマー人と市民が集う交流の場となっています。今年も伝統の踊りや音楽を通じて、ミャンマーの今に触れる機会を届けます。ぜひ会場へお越しください！



2025ミャンマー交流フェスタin信州（2025年9月7日開催）
長野西高校書道班による書道パフォーマンスで書き上げられた「光路」の文字。ミャンマーの未来を照らす道筋となるよう、願いを込めてステージに掲げられました。



2025ミャンマー交流フェスタin信州（2025年9月7日開催）
きらびやかな伝統衣装を身にまとい、優雅な舞を披露するミャンマーの若者たち



2026年
3/28土
13時～15時
実施予定

善光寺仁王門 ミャンマー大地震被災者支援募金

会場：善光寺 仁王門前

（主催：ミャンマー大地震被災者支援募金実行委員会）



2025年3月28日に発生したミャンマー大地震を受け、私たちは被災者支援にも注力してきました。県内在住のミャンマー人留学生や社会人を中心に、支援団体や「信州の会」が協力。昨年4月と5月の活動では合計36万7,882円もの支援金が寄せられました。これまでの活動と合わせ、総額50万円を「ミャンマーの平和を創る会」と「AAR Japan [難民を助ける会]」へ届けました。クーデターと地震という二重の困難に直面する人々を支えるため、私たちは活動を続けます。



2025年4月13日の様子。「母国の力になりたい」。
その一心で街頭に立つミャンマーの若者たち



ミャンマー民主化を支援する信州の会

Shinshu Supporting Group for Democratization in Myanmar

မိန့်မာန်ငံဒီမိုကရေစီထွန်းကားရေးအထောက်အကူပြုငှားရမ်းအသင်း

「信州の会」の事務局は、県労福協の構成団体である「長野県平和・人権・環境労働組合会議」が務めています。困難に直面しているミャンマーの人々に寄り添う活動を、より多くの方に知っていただければと願い、今回ご紹介させていただきます。

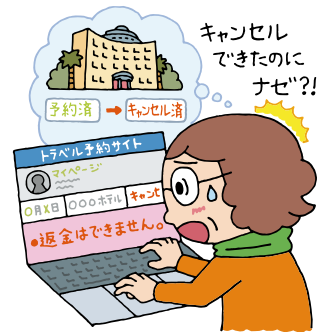
最新情報は
こちらから



信州の会
Facebook

見守り新鮮情報

契約内容は自身でよく確認！ ネットの旅行予約



相談事例1 旅行予約サイトでホテルを予約した。直後、日付を間違えているのに気づき、マイページからキャンセルしたが、返金できないと表示された。確認するとサイトに「返金不可」と表示があった。返金されないのは困る。(60歳代)

相談事例2 海外事業者が運営する旅行予約サイトでホテルを予約したが、キャンセルした。キャンセル料無料の期間なのにクレジット決済され、代金が戻らない。サイトに問い合わせると、カード引き落とし明細を添付して送るように言われ返信したが、その後連絡が取れない。返金して欲しい。(60歳代)

ひとこと助言

条件をよく確認



見守るくん

- 旅行予約サイトでの予約は、そのサイトのキャンセル等の条件や契約内容に従うことになります。消費者自身が十分に確認する必要があります。
- 同じ宿泊施設等でも、プランごとにキャンセルできる期間が決まっていたり、キャンセルはできても返金不可のものがあります。申し込み前にしっかり確認しましょう。
- サイトの運営事業者が、日本なのか海外なのか確認しましょう。海外事業者の場合、コミュニケーションを取るのが難しい場合や日本の法律等を用いた交渉が難しい場合があります。連絡方法や日本語で対応されるか等カスタマー対応窓口についてもよく調べましょう。
- 氏名(英字氏名のつづりや姓名の順など)、旅行日程、メールアドレス等入力情報のミスにも気をつけましょう。最終確認画面のスクリーンショットを撮り、申し込み内容に問題がないことを確認したうえで、申し込みボタンを押しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。海外事業者とのトラブルは国民生活センター越境消費者センター (<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>)でも相談を受け付けています。

見守り新鮮情報 第533号(2026年1月22日)発行:独立行政法人国民生活センター

太陽光発電システムの 点検商法に注意

相談事例 突然、事業者が訪問してきて「太陽光パネルの点検が法律で義務化されたので、太陽光設備を無料で点検する。パネルによる火災事故が起こっている」などと説明された。後日、事業者が改めてやってきてドローンを飛ばして点検した。事業者に「パネルをサーモモニターで確認したところ赤くなっているの、今後、太陽光パネルを長期使用するためには洗浄とコーティングが必要」と言われ、言われるがまま約40万円の契約をした。ネットで調べた娘から、だまされているので解約をするように言われた。事業者の説明が虚偽なら解約したい。(80歳代)



ひとこと助言

無料点検にだまされないで



見守るくん

- 事業者から「太陽光発電システムの点検が義務化された」などと言われて無料点検を勧められたり、点検を受けた結果、太陽光パネルの洗浄等の高額な契約を迫られたという相談が増えています。
- 太陽光発電システムを効率的に、また安全に利用するためには定期的な点検を行うことが重要ですが、「点検が義務化された」など契約を迫るセールストークには慎重に対応しましょう。
- 「点検は義務」と言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。よく分からない場合は、設置事業者に相談しましょう。
- 太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せずに複数社から見積もりを取り検討しましょう。
- 不安に思った場合は、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト:黒崎 玄

第534号(2026年1月29日)発行:独立行政法人国民生活センター

独立行政法人国民生活センター



柳澤 修嗣
弁護士

相談事例より

Q 10年前に結婚をして小学生の子どもがいますが、離婚を考えています。親権の争いはありませんが、養育費のことが気がかりです。令和8年4月から養育費に関する仕組みが変わるといふニュースを見ました。具体的に何が変わるのでしょうか。

A 令和6年5月に成立した改正民法は、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、親権、養育費、親子交流（これまでの面会交流）などに関するルールを見直しました。これらは、令和8年4月から施行されることになっています。

変更点としては、①民事執行手続が容易となったこと、②法定養育費制度の新設があります。

①について、これまでは、公正証書以外の方法で夫婦間で養育費を取り決めていても、養育費の支払がなかったときに支払義務者の財産を差し押さえるためには、家庭裁判所に調停や審判の申立てをし、調停調書・審判調書という「債務名義」を取得する必要がありました。今回の改正により、養育費債権に「先取特権」という優先権が付与され、債務名義がなくても、父母間で作成した養育費に関する文書（私文書）に基づいて差押えの手続を申し立て

ることができるようになります（ただし、上限額があります）。

②について、これまでは、協議や家庭裁判所の手続により養育費の額を取り決めなければ、養育費を請求することはできませんでした。今回の改正により、養育費の取決めがなくても、取決めができたまでの暫定的なものとして、子一人あたり月額2万円の養育費を請求することができるようになります。

手続は容易になりましたが、養育費の支払いがない場合に財産の差し押さえをしなければならない点は変わりませんので、注意が必要です。



Q 私の息子が離婚をしました。息子には子（孫）がいますが、孫の親権は息子の元配偶者が持ち、孫は元配偶者と生活しています。息子が離婚して以降、孫とは会えていませんが、孫はとて私に懐いており祖父母として孫と交流をしたいと思っています。息子の元配偶者は、私たちが孫と交流をすることに否定的ですが、私たちが孫との交流を求める申立てを家庭裁判所にすることはできますか。

A 父母以外の親族と子との交流について、現行民法には明文の規定がありませんでした。しかし、孫が長年にわたって祖父母と同居し両者の間に親密な関係が形成されていたような場合には、離婚後も引き続き祖父母等と交流をすることが子の利益の観点から重要という指摘がされていました。

そこで、令和8年4月1日施行の改正民法では、父母以外の親族と子との交流について、「子の利益のために特に必要があると認めるとき」（改正民法766条の2第1項）に実施できる旨定められました。「子の利益のために特に必要があると認めるとき」とは、子と当該親族の間に親子関係に準ずるよ

うな親密な関係性（深い愛着関係）がある事が必要と考えられます。具体的には、当該親族が相当な期間当該子（孫）と同居して監護に深く関わっていたというような事情が必要となるでしょう。

ただし、父母以外の親族と子の交流について、家庭裁判所に申立てをすることができる者（申立権者）は、原則として子の父母になります（改正民法766条の2第2項1号）。父母以外の者による申立が認められるためには、父母間の協議や父又は母による申立等といった「その者と子との交流について定めをするため他に適当な方法」がないといえる必要があります（改正民法766条の2第2項柱書）。

くらし・なんでも相談

ほっとダイヤル 無料

・毎月第2土曜日 専門家
・平日 相談アドバイザー

相談時間 10:00～15:00(受付終了14:30)



さん きゅー ろ う ふ く
0120-39-6029

ご家族で楽しむ

8個のまちがいさがし

応募締切り
4月15日



下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8個探して下さい。

いちご狩り

1 2 3 4 5 1 2 3 4 5



(イラスト:りうん)

- いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。
- クイズの答え(8個) ●労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
 - 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先。

前回の正解は

2026年1月15日第354号

まちがいさがし

★プレゼントの応募方法

その1 ホームページからのご応募

<https://www.lsc-nagano.or.jp/>



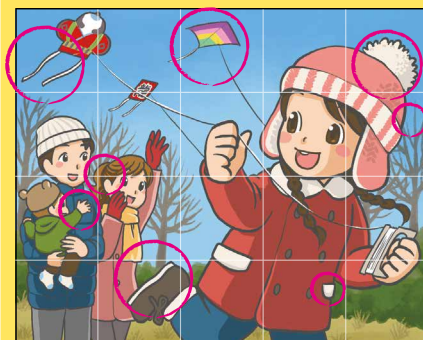
QRコードはこちら

その2 郵便はがきでのご応募

〒380-0838

長野市県町484-1センターポア205

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会まで
ご応募ください



当選者(5名)

成澤 様(上田市)

上條 様(朝日村)

中嶋 様(駒ヶ根市)

関 様(須坂市)

深海 様(長野市)

正解者の中から抽選で5名の方に近くで使えるお買い物券1,000円分をプレゼント

「もしも」に備え
「もしも」を防ぎ
「もしも」に向き合う。

こくみん共済 NEWS
coop



公式キャラクター
ピットくん

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済 <全労済>
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

はたらく人たちが
つくった金融機関、
ろうきん。



はたらく人の想いと生きる
長野ろうきん